

令和8年度 中小企業採用力強化事業業務委託に係る
公募型企画提案競技応募要領

1 業務の目的

本事業は、県内中小企業が、特にZ世代を中心とした若者の採用戦略やSNS等を活用した自社の魅力を発信する手法を学び、優秀な人材を採用することができるよう採用力強化の支援を行うことを目的とする。

2 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度 中小企業採用力強化事業業務委託
- (2) 履行期限 契約締結日～令和9年3月10日
- (3) 業務概要 別紙「令和8年度 中小企業採用力強化事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 限度額 6,604,587円(消費税及び地方消費税含む)

3 提案競技の概要

- (1) 事業担当課 大分県商工観光労働部産業人材政策課
所在地 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎本館7階
電話 097-506-3332
e-mail a14320@pref.oita.lg.jp
- (2) 令和8年度 中小企業採用力強化事業業務委託に係る提案競技審査委員会
契約候補者の選定は、令和8年度 中小企業採用力強化事業業務委託に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。
- (3) 選定方式
契約候補者の選定は、公募型提案競技方式で行う。
応募書類及び企画提案会での説明等について、審査基準に照らして審査を行い、契約候補者を選定して結果を企画提案会の参加者全員に書面で通知する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けない。
企画提案会及び審査委員会は非公開とする。
- (4) スケジュール
 - ・募集開始 令和8年4月13日(月)
 - ・質問受付 令和8年4月17日(金) 17時まで
 - ・応募書類受付 令和8年5月7日(木) 17時まで
 - ・企画提案会 令和8年5月13日(水) 午前 ※予定
 - ・審査結果通知 令和8年5月14日(木) ※予定
 - ・契約締結 令和8年5月下旬

4 参加資格

次の基準をすべて満たしている者。

- (1) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。なお、同種の事業実績がない場合であっても、必要な経営基盤を有する企業は対象とする。

(2) 次のア～オまでの各項目のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

イ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

ウ 県税を滞納している場合

エ 営業年数が一年未満である場合

オ 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体である場合

(3) 書類の提出期限日において現に大分県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(5) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

(6) 本提案競技に係る企画提案会に参加すること。

5 提出書類

企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。

(1) 参加申込書兼誓約書（参加資格）【様式1】：1部

(2) 提案説明書（企画書）（A4用紙を基本とし、25ページ以内）【様式自由】：6部

※提案説明書（企画書）については、以下の内容を作成すること

ア 業務の概要

提案する業務の概要及びポイントについて記載すること。

また、受託事業における創意工夫する点等を記載すること。

イ 業務内容毎の具体的提案

提案する業務の流れ、実施手法、スケジュール、当日のスムーズな進行、会場レイアウト等について、効果的に実施するための工夫点等を具体的に記載すること。

ウ 実施体制の説明

本業務を受託した場合の業務執行体制及び配置予定者等（役割、資格、経験等PR事項があれば記載）を記載すること。

エ 実績、経歴の説明

過去に同種もしくは類似の事業実績があればその実績（事業名、事業主体、期日、規模等）を記載すること。

オ 特記事項

その他本事業実施における自社の優位性等があれば記載すること。

(3) 見積書 【様式自由】：6部

当該業務に必要な経費の見積書を添付すること。

なお、費用の妥当性を確認するため、業務内容ごとにその積算内訳を示すこと。

6 提出期限

- (1) 提出期限 令和8年5月7日(木)17時まで【必着】
※上記期限を過ぎての追加資料の提出は認めない。
- (2) 提出先 大分県商工観光労働部 産業人材政策課 若年人材対策班
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎本館7階
- (3) 提出方法 上記の提出先に持参または郵送のうえ提出すること。(郵送の場合は受付期間必着)
※電子メール、FAXでの提出は不可

7 参加条件

- (1) 参加にかかる経費は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類(提案説明書等)は返却しない。

8 企画提案会(プレゼンテーション)の開催

- (1) 日時 令和8年5月13日(水)午前 ※予定
- (2) 場所 大分県庁舎本館5階 51会議室
(時間等詳細については、申込者に別途連絡する。)
- (3) 提案方法

提出した企画提案書を使用して、1者につき20分以内の説明と15分程度の質疑を行う。追加資料は認めない。モニターは事務局にて準備するが、投影するパソコン等の機材については、提案者が準備すること。

9 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

8のプレゼンテーションを踏まえ、下記の審査基準に基づき審査を実施する。最も高い得点(審査委員の採点の合計)を得た提案者を最優秀提案者として選定する。

なお、最高得点を得た者が複数いる場合は、見積価格が低い方を最優秀提案者とするが、見積価格も同額であった場合は、審査委員長の判断により最優秀提案者を選定する。

また、参加者が1者の場合は、各委員の合計点の平均が5割以上であれば、最優秀提案者として決定する。

企画提案内容の審査基準(100点満点)

ア 事業の理解：委託事業の目的を理解しているか。(4点)

イ 企画性：(経営者・経営幹部向け若年人材採用のための採用力向上セミナー)

最適な講師を選定し、集客が見込め、企業の経営者・経営幹部にとって効果的なセミナーとなっているか。(12点)

(採用担当者向け若年人材採用のための採用力向上講座)

最適な講師を選定し、集客が見込め、企業の採用担当者にとって効果的な講座となっているか。(12点)

(フォローアップ支援)

参加企業に対し、適切にフォローアップできる内容となっているか。(12点)

(情報発信支援)

作成したコンテンツが効果的に発信できる内容となっているか。(12点)
(その他独自提案業務)

仕様の内容を上回る独自提案業務がある場合、その取組が具体的かつ適切で、効果が十分に見込めるものとなっているか。(4点)

ウ 実施体制：本業務の進捗管理及びイベント開催のための実施体制（管理者及びスタッフの配置等）が具体的であるとともに、適正かつ効率的なものとなっているか。(8点)

エ 知見、専門性：本事業に関する知見、ノウハウを有しているか。(8点)

オ 業務遂行能力：過去に同種又は類似の事業を主催あるいは受託した実績があり、本業務を実施するにあたり高い成果が期待できるか。(4点)

カ 実現性：実施スケジュールが実現可能なものとなっているか。実施方法に具体性があり実現可能なものとなっているか。(12点)

キ 価格妥当性：概算経費及び各項目の価格が適正であるか。概算経費において、提案者に優位性があるか。(12点)

(2) 結果通知

審査結果については、県ホームページで公表するとともに、提案者あて通知する。

1.0 質問

提案についての質問は、令和8年4月17日（金）17時までにEメールにて提出すること（様式任意）。質問に対する回答は、後日大分県ホームページに掲載する。

(1) 質問提出先

大分県商工観光労働部産業人材政策課

E-mail : a14320@pref.oita.lg.jp

件名：「質問：令和8年度 中小企業採用力強化事業業務委託に係る企画提案競技」

(2) 回答の場所

最優秀提案者を本企画提案競技公告内（大分県ホームページ）に掲載する。

1.1 業務委託契約の締結

県は、審査の結果を踏まえて契約候補者を決定し、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

なお、審査の結果をふまえて、提案内容及び金額の変更を求めることがある。

1.2 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

1.3 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 応募要領の承諾

提案者は企画提案書の提出をもって、本応募要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提出書類の追加・修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めない。

(3) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 提案書類の提出期限を過ぎた場合

イ 提出に参加する資格がない者が提案したとき

ウ 住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

エ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(4) 企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡すること。

(5) 著作権等

提出された企画提案書については、採用された企画提案書の著作権のみ、著作権が県に帰属する。また、応募書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた損害の責は、全て応募者が負うものとする。